

高松市告示第535号

不用物品（市公用車）の売払いについて一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和3年7月12日

高松市長 大西 秀人

1 売払物品 詳細は、「一般競争入札（市公用車売払い）案内書」のとおり

物品番号	車両番号（抹消時）	車体の形状
1	香川45つ6178	キャブオーバ
2	香川11そ744	コンテナ専用車
3	香44め4727	キャブオーバ

2 入札参加資格

次の事項に全て該当する者

- (1) 個人にあつては市内に住所を有する者であること、法人にあつては市内に本店を有する法人又は市内に支店等事業所を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 本市税に滞納がない者であること。

3 入札参加申込み

入札に参加を希望される方は、必ず入札参加申込書を提出してください。入札参加申込書を期限までに提出しない者、又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

(1) 提出書類

提出書類	個人	法人
ア 一般競争入札（市公用車売払い）参加申込書	○	○
イ 住民票の写し（令和3年4月12日以降に発行されたもの コピー不可）	○ (注1)	—
ウ 法人登記現在事項証明書（令和3年4月12日以降に発行 されたもの コピー不可）	—	○ (注1)
エ 営業証明書（高松市発行）（令和3年4月12日以降に発 行されたもの コピー不可）※1	—	○ (注2)
オ 課税されている高松市税(全税目)の納期到来分についての 滞納無証明書（令和3年7月12日以降に発行されたもの コピー不可）※2	○	○
カ 委任状	—	○ (注3)

注1 高松市入札参加資格者名簿（工事・コンサル・物品等）（以下「資格者名簿」という。）に登載されている個人、法人は不要です。

注2 市外に本社を有する法人が申し込む場合に必要です。

注3 市外に本社を有する法人が、市内の支店等事業所にこの入札に係る見積、契約締結その他の契約処理に関する権限を委任する場合に必要です。なお、資格者名簿において委任先とされている市内の支店等事業所であっても必要です。

※1・※2 いずれも市役所2階⑩番窓口（高松市納税課検収証明係）で発行しています。

証明書の説明

エの証明書：地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第8項の規定により市内に事務所、事業所等を開設した場合の申告書を市に提出している場合に発行されます。

オの証明書：市税の納期到来分について納税していることを証明するものです。

(2) 提出期間 令和3年7月12日（月）から同月27日（火）まで

直接持参による場合は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び土曜日を除く。）

(3) 提出先 高松市財政局契約監理課物品契約係

(4) 入札参加資格の確認等

(1)の書類の提出を受けたときは、入札参加申込書に受付印を押印し、その写しを交付します。入札参加資格の確認の結果、参加資格を有しないと認めた者に限り、その理由を記載した文書により当該申込者に令和3年8月3日(火)までに通知します。

(5) その他

ア 住民票の写しは、申込人が記載されていれば、抄本・謄本又は本籍・続柄の記載は不問です。また、個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。

※ 個人番号(マイナンバー)が記載された住民票の写しを提出する場合は、該当箇所を塗りつぶすなどして、必ず、個人番号(マイナンバー)が判読できないようにしてください。

イ 提出された入札参加申込書等は返還しませんので御了承ください。

ウ 提出書類は、直接持参又は郵送してください。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留とし、(2)に掲げる期限必着としてください。

エ 現在、資格者名簿に登載されている場合は、入札参加申込書等には、使用印鑑として市に届け出た印鑑を押印してください。

4 売払物品の公開

説明会は行いませんが、次のとおり売払物品の公開をします。

(1) 日時 令和3年7月19日(月)及び同月20日(火)

両日とも午後1時から午後3時まで

(2) 公開場所

高松市庵治町3325番地3 高松市庵治清掃工場跡地

5 入札に関する質問と回答

入札に関する質問については、次のとおり受け付けます。

(1) 質問方法

質問及び回答書を直接持参又はファクシミリで受け付けます。電話での質問は、受け付けません。

(2) 提出先

高松市財政局契約監理課物品契約係

(3) 受付期間

令和3年7月13日(火)から同年8月3日(火)午後5時15分まで

直接持参の場合は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日を除く。)

(4) 回答

質問者に回答するとともに、令和3年7月20日（火）までの質問及びその回答は同月27日（火）に、同月21日（水）から同年8月3日（火）までの質問及びその回答は同年8月6日（金）に高松市契約監理課ホームページ内に掲載します。また、契約監理課でも閲覧できます（午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日を除く。))。

6 入札保証金

入札保証金については、次のとおりです。

(1) 資格者名簿に登載されている者

入札保証金は免除します。

(2) (1)に掲げる者以外の者

入札参加を希望する物品（入札参加申込書に記載された物品）について、次の区分により算定される額を合計した額の入札保証金を、市が発行する納入通知書により、あらかじめ、市の指定金融機関等に納入し、その領収印が押された納入通知書兼領収書の写しを、入札書とともに郵送しなければなりません。ただし、その算定した額が1万5,000円以下となるときは、入札保証金は免除します。

物品番号	入札保証金の額
1	5,000円
2	10,000円
3	5,000円

7 入札書等の提出方法

入札は郵便入札により行います。

(1) 提出方法

入札書は、市指定様式によるものとし、二重封筒により、入札書提出締切日時までに、一般書留又は簡易書留により提出してください。また、入札書は、これに押印した印をもって封緘し、封緘した内封筒には「高松市契約監理課宛」及び「入札書在中」の文字並びに次の事項を記載しなければなりません。

ア 開札日（「令和3年8月18日」）

イ 案件名（「市公用車売払い」）

ウ 入札者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

(2) 入札書提出期限

令和3年8月17日（火）午後5時必着（消印有効ではありませんので、御注意ください。)

(3) 送付先

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号

高松市契約監理課

(4) 提出書類

ア 入札書

イ 入札保証金の領収書の写し（入札保証金の納付要の方のみ提出してください。）

(5) 入札書の書き方

ア 入札書には、入札者の住所・氏名・入札年月日を記入の上、押印してください。

入札を希望する物品番号に入札金額及びくじ申込番号を記入してください。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額としますので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額として入札書に記載してください。

イ 資格者名簿に登載されている方は、使用印鑑として市に届け出た印鑑を使用してください。

ウ 入札金額は、アラビア数字で、黒又は青のペン又はボールペンにより記入してください。また、金額の前に必ず「¥」を付けてください。

エ 記入誤りがあった場合は、使用する印鑑で訂正箇所に押印してください。ただし、入札金額の訂正はできません。

8 入札書等の不受理

市に到着した入札書等が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを不受理とし、その旨を記載した通知書を添えて、当該入札者に普通郵便で郵送します。

(1) 7(3)の送付先(宛名)の表記が課名までないとき。

(2) 7(1)に規定する郵送方法以外の方法で提出されたとき。

9 開札

「入札書」を開札し、落札者を決定します。

(1) 開札日時 令和3年8月18日(水) 午前9時から

次の予定で開札します。入札のあった物品を物品番号順に開札します。

ア 開封等 午前9時～9時15分

イ 開札 午前9時15分～9時45分

(2) 開札場所

高松市役所8階 81会議室

(3) 入札者の立会い

(1) ア及び入札参加した物品の開札のみ立ち会うことができます。

ア 立会いを希望する者は、開札予定時刻の10分前までに、郵便入札立会申込書を契約監理課に持参により提出するものとします。

イ アの申込書が提出されたときは、入札執行責任者は、当該案件の入札参加者であることを確認し、当該案件の入札参加者に該当する場合は、立会いを承諾するものとします。

ウ 立会いを行う者は、立会いに際しては、委任状、社員証、入札参加申込書（受付印のあるものの写し）等その身分を証明するに足りる書類を入札執行責任者に提示するものとします。

エ 立会者は、次の事項を遵守しなければなりません。

(ア) 公正な入札の執行についての確認のみを行うものとし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為その他の公正な入札執行を妨げる行為を行ってはならないこと。

(イ) 入札執行責任者の指示に従って立会いを行うものとし、入札執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはならないこと。

オ 入札執行責任者は、立会者がエに規定する入札執行を妨げる行為又は入札執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行った場合は、直ちに当該立会者の立会いを禁止し、退出を命ずるものとします。

10 入札の無効

本案件に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とします。また、次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 連合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札
- (2) 同一の入札について、2以上の入札書を提出したもの
- (3) 入札書の金額、氏名若しくは印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明なもの
- (4) 入札書の金額を訂正したもの
- (5) 指定日時後に市に到達したもの
- (6) 入札保証金を納めない者又はその額が所定の金額に不足した者の入札
- (7) 市が指定する入札書以外の様式によるもの
- (8) 入札参加申込書の「入札参加希望」欄に○印のないものについてした入札
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正が容易な筆記用具により記入したもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に指定した事項に違反したもの

11 落札（買受）者の決定方法

売払物品ごとに、市があらかじめ定めた予定価格（最低売払価格）以上で最も高い価格で入札した者を当該売払物品の落札（買受）者とします。

- (1) 落札になるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、くじの方法により落札者を決定します。
- (2) 開札した場合に、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者にお知らせします。
- (3) 立会いしていない場合の入札結果については、入札者に結果をファクシミリでお知らせします。また、高松市契約監理課ホームページ内に掲載します。

1.2 物品売買契約の締結及び売買代金の支払

売買代金を市が指定する期日（令和3年8月31日（火））までに市の指定金融機関等でお支払いください。入金を確認できないときは、物品の引渡しはできません。

- (1) 令和3年8月20日（金）に契約書及び納入通知書を高松市契約監理課で交付する予定です。
- (2) 令和3年8月26日（木）までに、納入通知書により、市の指定金融機関等に契約保証金を納めなければなりません。その額は、落札した物品について、次の区分により算定される額を合計した額です。ただし、同日までに売買代金を納付し、物品売買契約書とともに領収印の押印された納入通知書兼領収書を持参するときは、契約保証金は免除されます。

物品番号	契約保証金の額
1	10,000円
2	20,000円
3	10,000円

1.3 その他

この公告に記載のない事項については、「一般競争入札(市公用車売払い)案内書」、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び高松市契約規則その他関係規程の定めるところによります。